

京都大学情報ネットワーク危機管理委員会要項等の一部を改正する要項

第1条 京都大学情報ネットワーク危機管理委員会要項（平成16年3月31日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第六を次のように改める。

第六 委員会に関する事務は、情報環境部情報企画課において処理する。

第2条 京都大学総務部広報課全学同窓会準備室要項（平成16年11月1日総長裁定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都大学総務部社会連携推進課全学同窓会準備室要項

第1中「広報課」を「社会連携推進課」に改める。

第3第2項中「広報課専門員（渉外担当）」を「社会連携推進課課長補佐」に改め、同条第4項中「広報課」の下に「及び社会連携推進課」を加える。

第3条 京都大学情報環境部企画管理課電子事務局推進室要項（平成16年11月1日総長裁定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都大学情報環境部情報企画課電子事務局推進室要項

「企画管理課」を「情報企画課」に改める。

附 則

この規程は、平成17年6月16日から実施し、平成17年4月1日から適用する。